

【労務】 障害者雇用率について再確認しましょう

中央省庁の障害者雇用数に誤りがあった問題で、厚生労働省は平成 30 年 8 月 28 日、平成 29 年 6 月 1 日時点の国の 33 行政機関の雇用率の再点検結果を公表しました。再点検の結果、障害者数は 6,867.5 人から 3,407.5 人（3,460 人減少）となり、実雇用率は 2.49%から 1.19%に、不足数は 2.0 人から 3,396 人になりました。

この問題により障害者雇用率が注目されていますので、障害者雇用率について再確認しましょう。

障害者雇用率について

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る）です。

○民間企業	〔	一般の民間企業	2.2%	[2.0%]
		(45.5人[50人]以上規模の企業)		
		特殊法人等	2.5%	[2.3%]
		〔労働者40人[43.5人]以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等		
○国、地方公共団体			2.5%	[2.3%]
		(40人[43.5人]以上規模の機関)		
○都道府県等の教育委員会			2.4%	[2.2%]
		(42人[45.5人]以上規模の機関)		

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模。

※ [] 内は、平成 30 年 3 月までの値。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされています。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされます。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされます。

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000347573.pdf>